

# 真岡市空き店舗等活用ガイド

真岡市では、使われなくなった店舗や事務所、倉庫などの所有者と、空き物件を探している人とを繋ぐお手伝いをすることで、市内商業の振興と中心市街地の活性化を目指しています。



## ◆問合せ◆

真岡市商工観光課(荒町5191)

TEL:0285-83-8134

真岡商工会議所(荒町1203)

TEL:0285-82-3305

にのみや商工会(久下田848-5)

TEL:0285-74-0324

NPO法人TSUKURU MOKA(台町2481)

Instagramから

にのみやニッチ(久下田936-1)

Instagramから



## 真岡市中心市街地空き店舗等活用事業補助金

中心市街地の一定の区域内で空き店舗等(店舗兼用住宅の店舗部分や空き家を店舗に改装する場合を含む)を利用して新しく事業を行う方へ、店舗オープンに必要な改装や機能分離工事にかかる費用、オープンしてからの家賃の支援をする制度です。

### ◇補助の内容

- ①改修補助 …店舗等を改善するための改装費や店舗と一体となって使用する備品など
- ②機能分離工事補助 …店舗併用・兼用住宅の店舗部分と住居部分を別々に使用するために必要な、建物内部の機能を分離するための工事費用
- ③家賃補助 …家賃(敷金、礼金等を除く)

### ◇対象業種(日本標準産業分類に基づく)

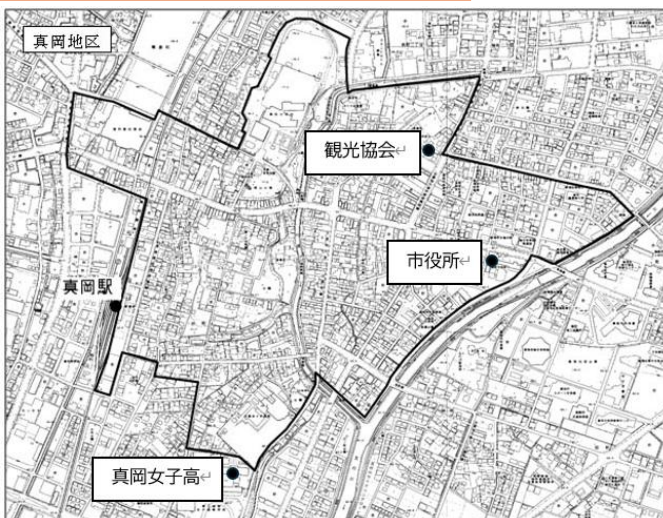
- ・小売業 ・宿泊業 ・飲食サービス業(飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業)
- ・生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業) ・娯楽業(スポーツ施設提供業)
- ・教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業) ・医療福祉(施術業)

### ◇対象者・補助率・限度額

対象者	補助率	限度額 ※括弧内は、R8~12年度の一部区域限定
個人・中小企業者	50%	・改修 60万円(120万円)
		・機能分離 20万円
		・家賃 3万円/月(6万円/月) ※開店から12ヶ月間

※ 商店街団体、コミュニティ団体が地域コミュニティの活性化に資する新たな事業を行う場合なども対象となる場合があります。

### ◇対象区域(黒枠で囲まれた区域)



市HP「空き店舗等補助」

詳しくは2次元コードから  
チェックするぴよん

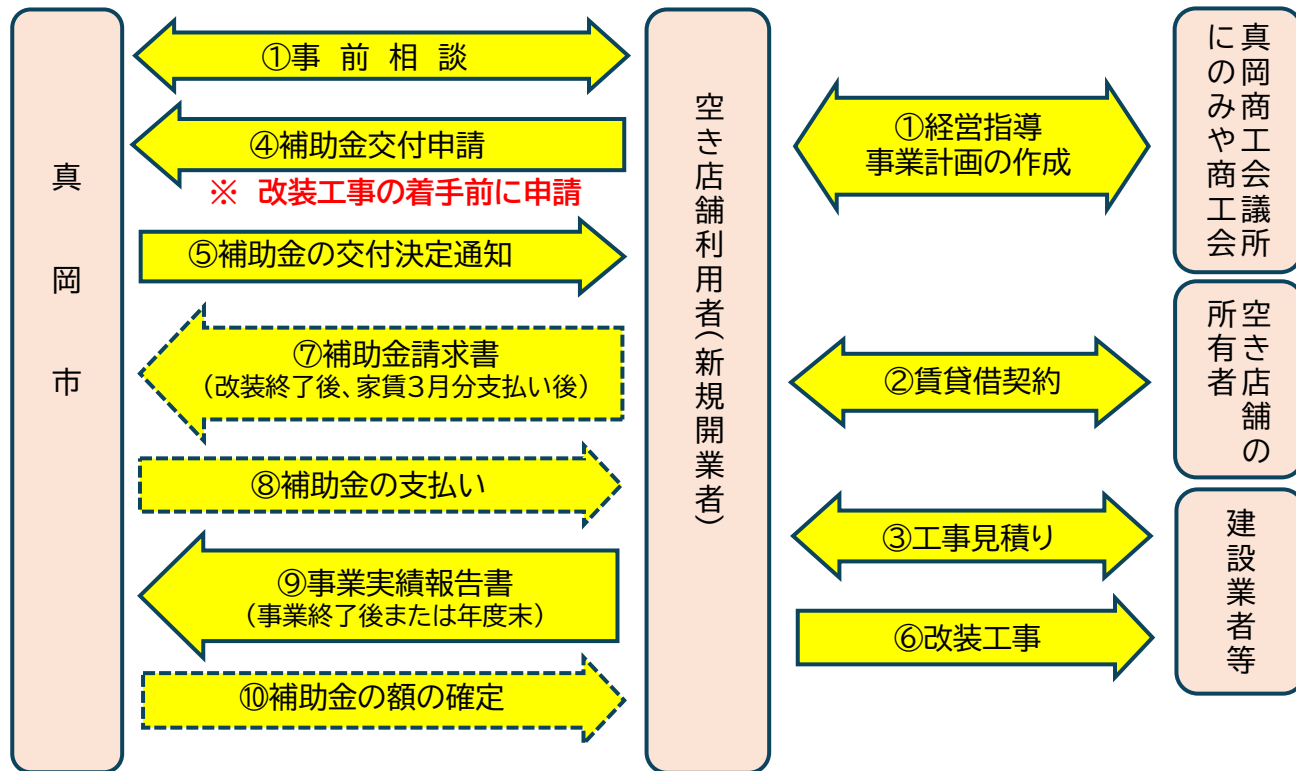


## ◇申請方法

- ・市商工観光課 商工業係へ申請書(中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付申請書)及び添付書類を提出
- ・申請用紙は、市ホームページからのダウンロード または 市商工観光課窓口まで

### ※注意事項

- 着手後の申請は、補助の対象となりませんので、必ず**事前に問い合わせ**ください。
- 営業形態等に条件**があります。
- 商工会議所または商工会の経営指導を受け**、事業計画書の作成が必要です。



## 真岡市空き店舗等バンク

真岡市が運営する、登録された空き店舗等(倉庫・工場・事務所等を含む)の情報を、有効活用したい方へ提供することで利活用に繋げるための物件マッチングサービスです。

市と真岡商工会議所・にのみや商工会などが連携しながら情報発信を行っています。

### 【制度イメージ】



## 真岡市商工振興資金(創業資金)と保証料補助

市内で新たに創業する方が、創業に必要な運転・設備資金を円滑に調達できるよう、市と金融機関が協調して行う融資制度があります。

さらに、融資を受けるために必要な栃木県信用保証協会の保証料の全額を補助します。

市内の商工振興資金取扱金融機関窓口でご相談ください。

### ◇商工振興資金(創業資金)の概要

- ・融資限度額 500万円
- ・返済期間 5年以内
- ・利率 年1.5%

